賞与等の差押可能金額計算書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 滞納者(債権者) | 住　所 |  | 滞納者同一生計親族　　　　人 |
| 氏　名 |  |
| 賞与等支給金額 | ① | 円 |
| 国 第税 １徴 項収 の第 規76 定条 | １号 | 　上記賞与等から控除される源泉所得税額 | ② | 円 |
| ２号 | 　上記賞与等から控除される道府県民税額、市町村民税額 | ③ | 円 |
| ３号 | 　上記賞与等から控除される社会保険料（所得税法第74条第２項に規定する社会保険料） | ④ | 円 |
| 賞与等を支払う月分の給料等支給金額 | ⑤ | 円 |  |
| 国税徴収法第76条第１項の規定 | １号 | 　上記給料等から控除される源泉所得税額 | ⑥ | 円 |  |
| ２号 | 　上記給料等から控除される道府県民税額、市町村民税額 | ⑦ | 円 |  |
| ３号 | 　上記給料等から控除される社会保険料（所得税法第74条第２項に規定する社会保険料） | ⑧ | 円 |  |
| ４号 | 国税徴収法施行令（　　円）＋（　　円　人）第34条の金額　　　　(本人)　　　　(生計を一にする親族数) | ⑨ | 円 |  |
| ５号 | {(①＋⑤)－(②＋③＋④＋⑥＋⑦＋⑧＋⑨)}×20／100又は⑨×２のいずれか少ない金額 | ⑩ | 円 |
| {⑤－(⑥＋⑦＋⑧＋⑨)}×20／100又は⑨×２のいずれか少ない金額 | ⑪ | 円 |
| 差 押 可 能 金 額 |
| ⑤－（⑥＋⑦＋⑧）≧⑨のとき | ⑤－（⑥＋⑦＋⑧）＜⑨又は⑤＝０のとき 　　　　 (⑥＋⑦＋⑧＝０) |
| 　①－{②＋③＋④＋（⑩－⑪）}＝　　　　　　円 | （①＋⑤）－（②＋③＋④＋⑥＋⑦＋⑧＋⑨＋⑩）＝　　　　　　円 |
|

|  |  |
| --- | --- |
| 注意 | １　差押可能金額の算出にあたって、①及び⑤の額に千円未満の端数があるときは、　切り捨ててください。２　なお、①の額について、その計算の基礎となる期間が１月未満のときは、百円　未満の端数を切り捨ててください。３　②から④及び⑥から⑪の額に千円未満の端数があるときは、切り上げてください。　 |